

10月からマイナンバーを みなさんにお知らせします



マイナンバーとは？

外国人を含む国民一人ひとりを持つ12桁の番号のこと。「社会保障」、「税」、「災害対策」の分野の行政手続きに利用されます。

マイナンバーを お知らせします

10月からみなさんの住民票の住所へマイナンバーの「通知カード」を簡易書留で順次郵送します。

マイナンバーの利用、 個人番号カードの交付開始

平成28年1月から、市役所や行政機関の手続きにマイナンバーが必要になります。また、申請者に対し個人番号カードの交付を開始します。



正確な住所の登録が必要です！

引越などにより、住所を異動する人は、
住所変更の届出を行ってください。

- 住民票の住所へ、世帯ごとにまとめてマイナンバーの「通知カード」を郵送します。
- 住民票の住所と異なる場所に住む人は、「通知カード」を受け取ることができない場合があります。通知カードは転送されないの正確な住所の登録をお願いします。

お問い合わせ 市 市民窓口課 (米原庁舎) ☎ 52-6927 ☎ 52-4539

パブリックコメント

市民意見を募集します！

—米原市屋外広告物条例(案)—

市には雄大な伊吹山や、姉川上流の生活によって生まれた地域固有の景観資源があります。現在、滋賀県屋外広告物条例により広告物の掲出ルールが定められていますが、市特有の景観を保護育成するため、市では独自の屋外広告物条例を制定します。

この度、条例案がまとまりましたので、市民のみなさんからご意見を募集します。

■条例(案)の閲覧場所

市公式ウェブサイト、市役所各庁舎・市立図書館の市政情報プラザ、各行政サービスセンター

■意見の募集期間

8月10日(月)～9月9日(水)

■意見の提出方法

閲覧場所に直接提出または郵送、ファクス、メールで下記へ

お問い合わせ・意見の提出先

土木部 都市計画課(近江庁舎)
〒521-8601 米原市顔戸488番地3
☎ 52-6926 ☎ 52-8790
✉ toshi@city.maibara.lg.jp

市民委員を募集します！

—米原市子ども・子育て審議会委員—

市では平成27年3月に「米原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これは、子育て・子育て支援施策を中心として少子化対策、定住促進、地域振興などまちづくりを進めるための推進計画です。

この計画の進捗状況の点検および評価を実施する公募委員を募集します。

■募集人数 2人以内

■任期 委嘱の日から平成29年3月31日まで

■応募資格 平成27年8月1日現在、年齢が満20歳以上で、市内在住・在勤の人

■応募締切 8月18日(火)

■応募方法 所定の応募用紙を直接持参、郵送、ファクス、メールで下記へ

お申し込み・お問い合わせ

こども未来部 子育て支援課(山東庁舎)
〒521-0292 米原市長岡1206番地
☎ 55-8104 ☎ 55-4040
✉ kosodate@city.maibara.lg.jp